

(2) 神奈川県

《取組の概要》

神奈川県では、個人情報保護制度を周知する取組の一環として、過剰反應對応のパンフレットを作成している。このパンフレットは市町村、自治会、学校などに配布され、様々な場面で活用されている。

また、平成 20 年度からは、自治会、学校向けの「過剰反応」対応マニュアルの作成に取り組み、平成 21 年度中の配布を予定している。

《取組のポイント》

県民向けに個人情報保護制度を分かりやすく啓発するパンフレットを作成し配布している。

(i) 「個人情報」を取り巻く環境

(ア) 神奈川県における個人情報保護の動き

個人情報保護条例施行までの経緯

昭和 57 年、神奈川県情報公開推進懇話会から「情報公開制度とは別に、プライバシー保護制度の確立を早急に図ることが望まれる」との提言がなされ、その後、庁内での検討を経て、昭和 63 年、学識経験者等による神奈川県個人情報保護推進懇話会が発足、「速やかに個人情報保護制度の条例化を図るよう希望する」との提言を受け、平成 2 年に神奈川県個人情報保護条例が施行されている。

個人情報保護の取組

神奈川県では、個人情報保護に係る下記の取組を実施している。

表 2-4 個人情報保護の取組一覧

取 組	内 容
パンフレットの作成・配布	市町村、消費者団体、事業者団体等に配布するとともに、県政情報センター等で配布
ポスターの作成・掲示	駅、公共機関等に掲示
個人情報保護啓発強調月間の実施	毎年10月に実施。パンフレットの配布、ポスターの掲示、パネル展示等を市町村と協力して行う。
神奈川県個人情報保護推進会議の開催	年1回開催。個人情報を取り扱う県内事業者団体と主務大臣権限を有する県担当課が連絡調整を行う。
「個人情報事務登録簿」の公表	県が保有する個人情報の取扱いについて、登録簿を作成している。ホームページや県政情報センター等で縦覧することができる。
「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の公表	事業者が個人情報保護の措置を講ずる際のよりどころとして、県が望ましいと考える基本的な方向、方法等を示している。
「個人情報取扱業務登録簿」の公表	事業者が取り扱う個人情報を登録する制度を実施している。事業者が申請した個人情報の概要を登録簿として公表し、ホームページや県政情報センター等で縦覧することができる。
県ホームページでの情報提供	作成したパンフレット等や、個人情報に関する情報をホームページで提供している。

(イ) 神奈川県における「過剰反応」

庁内における「過剰反応」

個人情報保護法全面施行時には、職員の中に神奈川県個人情報保護条例と個人情報保護法を混同しているような事例が見られた。神奈川県個人情報保護条例では、個人情報の収集は、本人から収集することを原則としているが、収集する際に示された利用目的の範囲内であれば、本人の同意がなくても、第三者に個人情報を提供することができる。個人情報保護法では第三者提供は本人の同意を得ることを原則とするため、本人の同意がないと第三者提供ができないのではないかという職員からの問い合わせがあった。

神奈川県民における「過剰反応」

県民からは、入院する知人の病室を個人情報だからと教えてもらえなかったという苦情などがあつた。福祉関係者からは、親を名乗る者から子どもの情報を尋ねられたが、本人確認ができないので教えられないのでどうしたらよいかという相談、学校や自治会からは、掲載を拒否されて名簿が作れないといった悩みなど、「過剰反応」と思われる事例があつた。

(ii) 個人情報の適正利用における取組内容

(ア) 具体的な取組内容

リーフレットの作成

平成 17 年度に、リーフレット『個人情報を保護するとともに、有益に利用しましょう』を 3,000 部作成し、市町村、消費者団体、事業者団体等に配布するとともに県政情報センター等で配布した。これは、個人情報保護法における個人情報の取扱いについての説明を中心に作成した。

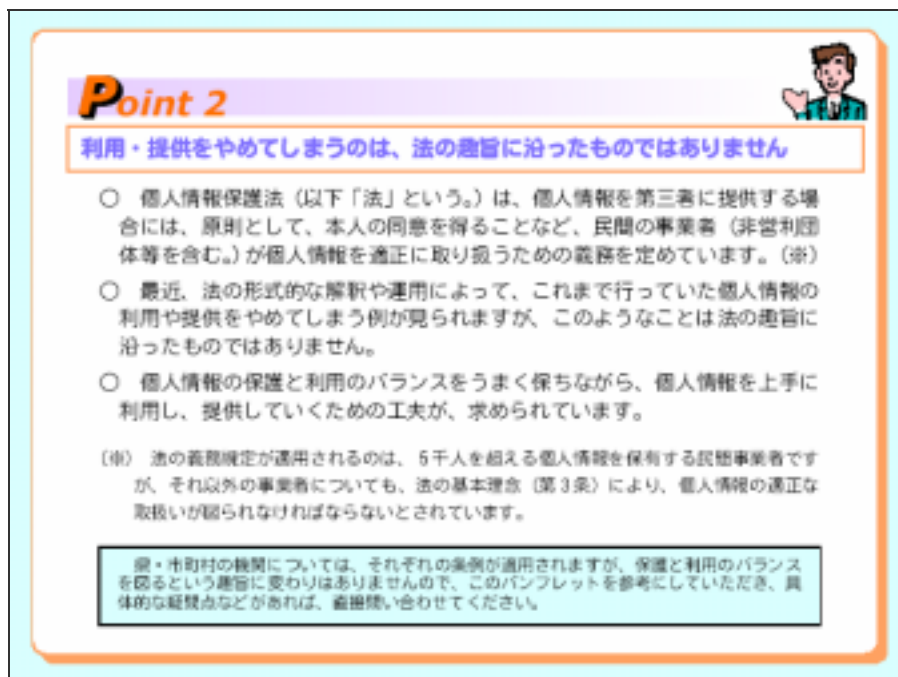


図 2-4 『個人情報を保護するとともに、有益に利用しましょう』（平成 19 年度版）
（一部抜粋）

パンフレットの作成

平成 18 年度には、適切な個人情報の取扱いを分かりやすく示すため、具体的な事例として、「学校や地域で」「会社や商店で」「病院や診療施設で」「その他」という 4 つの場面での 9 つの Q&A を新たに追加し、リーフレットをパンフレットとして改正した。これは、20,000 部印刷され、市町村、消費者団体、事業者団体等に配布されるとともに、県政情報センター等で県民にも配布されたほか、県ホームページにも掲載された。

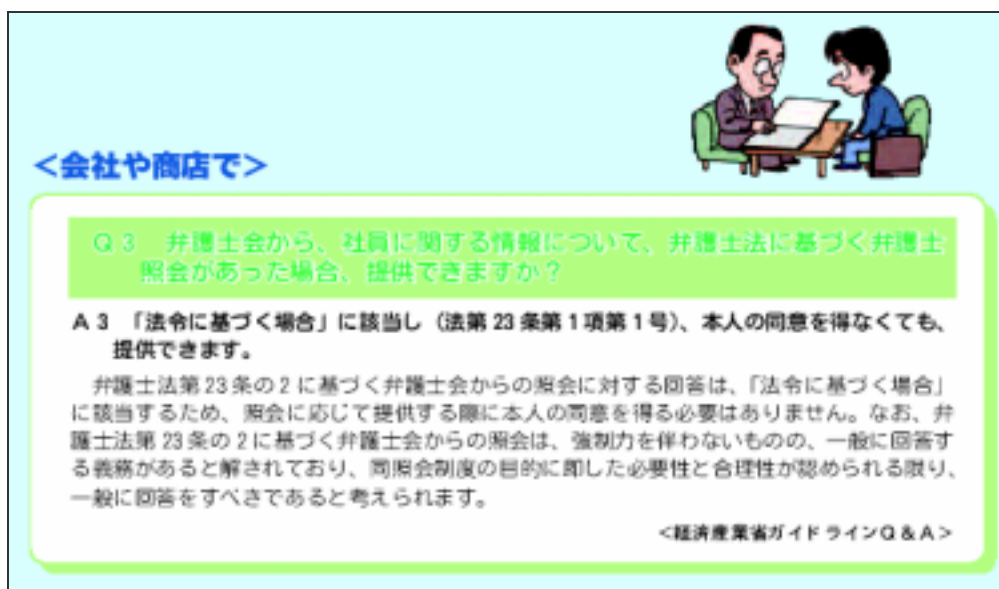


図 2-5 『個人情報保護するとともに、有益に利用しましょう』（平成 19 年度版）
（一部抜粋）

さらに、平成 19 年度には、「過剰反応」の問題が起きているとされる、自治会や学校・幼稚園・保育園に市町村等を通じて 15,000 部配布した。

リーフレット・パンフレットの作成方法

原稿は職員が作成した。具体的な事例については、国のガイドライン等から抜粋して編集した。内容については、内閣府や掲載する内容を所管する省庁等に確認するとともに、神奈川県個人情報保護審議会委員を聞いて適宜修正を行った。作成に要した時間は、平成 17 年度に作成したリーフレットが 2-3 か月程度、平成 18 年度に作成したパンフレットが 1-2 か月である。

（イ）取組による成果

まだ国や他の自治体で本格的な「過剰反応」への取組が行われていなかったこともあり、平成 18 年 3 月 24 日に開催された国民生活審議会個人情報保護部会においてリーフレット作成の取組が紹介されたことがマスコミに取り上げられ、その後、様々な方面からの問い合わせを受けた。

また、具体的な事例を示したパンフレットは好評であった。

(ウ) 取組の課題

平成 19 年度に県民を対象に「個人情報保護に関するアンケート」を実施したところ、「本人の同意があれば名簿が作成できる」ことを「知っている」との回答が 67%であるにもかかわらず、「学校や地域社会の緊急連絡網のような名簿の作成が中止され、日常生活が不便になった」と「感じる」回答が 66%となっている。これは、個人情報保護の制度的な取扱いは知っていても、取組方法が分からないといった状況が読み取れ、個々の状況に応じた、より具体的な対応策を提示する必要があると考えている。

(iii) これからの取組

平成 20 年度から、自治会や学校向けの「過剰反応」対応マニュアルの作成に取り組む。まずは、自治会や学校でどのような「過剰反応」が起きているのか、関係者からの聴き取り調査により課題を抽出し、関係者や自治体職員等による検討会議を設置して対応策を検討、学識者による監修を経てマニュアルを完成させる予定である。平成 20 年度中に素案を作成し、平成 21 年度の配布を予定している。

参考 URL

- ・神奈川県個人情報保護に関するホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kojin/002.htm>

- ・パンフレット『個人情報を保護するとともに、有益に利用しましょう』

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kojin/pamphlet.pdf>